「全国規模の総合的なアイヌ政策を推進していく根拠となる新たな法律」 の制定に向けた検討の加速を求める意見書

アイヌの人たちは、特に明治以降、政府が進めた政策によって、アイヌ語や生活習慣を事実上禁止され、伝統的生活を支えてきた生産手段も失うなど、アイヌの社会や文化が大きな打撃を受け、差別と困窮を余儀なくされてきたという歴史がある。

平成20年の衆参両院における「アイヌ民族を先住民族とすることを求める 決議」の全会一致での可決を受け、政府は、「アイヌ政策のあり方に関する有識 者懇談会」を設置し、有識者の意見を踏まえ、それまでのアイヌ政策をさらに 推進し、さまざまな施策に取り組んできたところである。

アイヌの人たちが民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していくことは、活力ある社会を形成する「共生社会」の実現に資するものであり、この観点からも、さらに施策を具体化する必要がある。

よって、国会及び政府においては、これまでの歴史的経緯や、今後、アイヌ政策を確実に推進していく上においても、国が主体となった総合的なアイヌ政策を、本道のほか、全国を対象に推進していく根拠となる法律の制定に向けて、検討を加速するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年(2018年)12月13日

札幌市議会

- (提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣、外 務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大 臣、国土交通大臣
- (提出者) 民主市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員並びに 無所属坂本きょう子議員、市民ネットワーク北海道石川佐和子議員 及び札幌党中山真一議員